

家畜衛生だより

家畜人工授精用精液等の不正流通の防止について

今般、家畜人工授精用精液証明書（以下、精液証明書）が添付されていない家畜人工授精用精液を入手し、当該精液を採取した種雄牛の使用済みの精液証明書を手に入れることにより、これらを用いて家畜体内受精卵を生産し、不正に流通させた事案が判明しました。

裏面のとおり、家畜人工授精用精液等の適切な取扱いをお願いいたします。

今回判明した事案の問題点



精液証明書が添付されていない家畜人工授精用精液を譲渡することはできません。



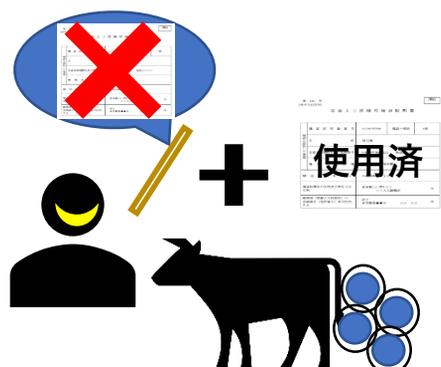
使用済みの精液証明書のみを流通させてはいけません。



使用済みの精液証明書が添付されている家畜人工授精用精液を雌畜に注入することはできません。



精液証明書の原本を確認することなく、雌畜から家畜体内受精卵を採取し、家畜体内受精卵証明書を発行することはできません。



精液証明書が添付されていない家畜人工授精用精液及び使用済みの精液証明書を手入れし、これらを用いて家畜人工家畜体内受精卵を生産・流通してはいけません。

家畜人工授精用精液等の適切な取扱いをお願いします

① 獣医師・家畜人工授精師は家畜人工授精等を行う際の確認を徹底

不審な点は？
一致する？



- ✓ 精液や受精卵を融解する前に**精液証明書等の原本**を確認すること。
- ✓ その際、既に使用された形跡等、**不審な点がないか**、ストローに記載された内容（種雄牛の名前、採取年月日等）と**一致するか**確認すること。

② 獣医師・家畜人工授精師は家畜受精卵の採取する際の確認を徹底

不審な点は？
一致する？



- ✓ 家畜受精卵を採取等する前に、授精証明書に添付等されている**精液証明書の原本**を確認すること。
- ✓ その際、既に使用された形跡等、**外観上不審な点がないか**、注入された精液の容器（ストロー）と当該証明書に記載された内容（種雄牛名、採取年月日等）と**一致するか**確認すること。

③ 獣医師・家畜人工授精師は①又は②で精液証明書等の原本確認できない、記載事項に不備が確認された場合は、注入・移植や採卵しないこと

原本無

記載不備

移植・注入
採卵

- ✓ もし、注入等や採卵後に不備に気がついた場合は、授精証明書等は交付せずに、家畜保健衛生所に連絡し、指示に基づき適正な対応を取ること。

④ 牛の飼養者は授精証明書等や家畜人工授精用精液証明書等を適切に管理

不要な精液証明書は
×印など使用済みと
分かるように！

- ✓ 獣医師又は家畜人工授精師から交付された授精証明書等や精液証明書等は、適切に管理すること。
- ✓ 牛の廃用等により**不要となった精液証明書等**については使用済みの精液証明書等のみの譲渡禁止の規定に基づき、**使用済みであることを外観上判別できるようにする**など、適切に処置すること。

家畜（牛）人工授精師養成講習会の受講受付が開始されます

令和3年度家畜（牛）人工授精師養成講習会の受講受付が開始されます。希望される方は、下記期間内に手続きをお願いします。

受付期間：令和3年11月1日（月）～11月12日（金）

（土曜日、日曜日を除く。8時30分から17時15分まで。）

受付場所：住所地を管轄する家畜保健衛生所

提出方法：直接又は郵送（簡易書留）により提出 ※郵送の場合は受付期間内に必着

提出書類、講習会の詳細については、以下のHPを御覧ください

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0908/chikusanshinko/ai-class.html>